

答 申 第 2 1 5 号
平成18年 3月 1日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月1日付け保指第398号による下記の諮問について、次のとおり答申
します。

記

平成17年6月22日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に
係る異議申立てに対する決定について

- 平成17年6月21日付け保指第281号の1
- 平成17年6月21日付け保指第281号の2
- 平成17年6月21日付け保指第282号の2
- 平成17年6月21日付け保指第284号の4

第 1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成 17 年 6 月 21 日付け保指第 281 号の 1、保指第 281 号の 2、保指第 282 号の 2 及び保指第 284 号の 4 で行った 4 件の不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務員は、不正請求があった場合、放置することは許されない。人事異動で担当員（上司も含む）が替わったから知らない振りをするのは許されない。
過去においては、返還請求権は消滅時効が 5 年間だからと先送りされていたが、平成 12 年 5 月の介護報酬の不正受給の返還請求権は消滅時効にかかり、返還請求できなくなった。そして、平成 12 年 6 月の介護報酬の不正受給も消滅時効にかかり、不正受給をした介護保険の事業者へ千葉県の職員が不当利得を故意に供与している。許されない不正を県職員がしている事実は解消されなければならない。
- (2) 地方公共団体の鋸南町が介護保険法の通所介護事業の事業者として、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていた介護保険法第 41 条第 1 項の違反は、平成 17 年 2 月 23 日付け鋸保福第 149 号の公文書不存在決定通知書で明らかである。また、鋸南町が通所介護事業を丸投げしている社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「鋸南町社協」という。）の決算書で、同事業の受託金から日常生活に要する費用への支出があることも明らかである。
- (3) 平成 17 年 5 月 26 日に「鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理している違法が明らかなのに、保険指導課が違法でないとした根拠についてわかる書類」について開示請求したところ、過去には保険指導課介護保険室の事業グループの職員が平成 12 年 1 月 11 日付けの国からの文書である「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係る Q&A について」を開示しているのに、平成 17 年 6 月 27 日付け保指第 315 号「行政文書不開示決定通知書」で不存在とした。同課の職員が故意に組織的に違法を隠し続けようとしている。
- (4) 過去に開示請求し、鋸南町が事業者指定申請書に公の施設の条例を添付し、鋸南町社協の事業者指定申請時に、公の施設のすこやかの使用権限がなかったのを見た記憶があり、対象文書は存在する。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が行った開示請求に対して、保指第 281 号の 1、保指第 281 号の

2、 保指第282号の2及び保指第284号の4によりそれぞれ対象文書の不在による不開示決定を行ったが、その理由は以下のとおりである。

- 1 保指第281号の1で行った不開示決定（以下「本件決定1」という。）に関して
 - (1) 開示請求には「日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類」とあったので、鋸南町の通所介護事業運営に関して違法行為の存在を県が認定したことに関する行政文書の有無について調査した。
 - (2) その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関する違法行為の存在を県は認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。
- 2 保指第281号の2で行った不開示決定（以下「本件決定2」という。）に関して
 - (1) 開示請求には「一般会計で通所介護事業の会計処理をしている違法についてわかる書類」とあったので、鋸南町の通所介護事業運営に関して違法行為の存在を県が認定したことに関する行政文書の有無について調査した。
 - (2) その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関する違法行為の存在を県は認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。
- 3 保指第282号の2で行った不開示決定（以下「本件決定3」という。）に関して
 - (1) 開示請求の記載に基づき、鋸南町社協から提出された居宅介護支援事業者に係る運営規程（以下「運営規程」という。）及び居宅介護支援事業者の指定内容に係る変更届出書を調査した。
 - (2) その結果、運営規程において定める居宅介護支援事業所の所在地と現況とが異なると判断される文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。
- 4 保指第284号の4で行った不開示決定（以下「本件決定4」という。）に関して
 - (1) 開示請求には「公の施設の使用権限について鋸南町条例に定めがなく県知事の指定を受けたことについてわかる書類とそれが違法でないことがわかる書類」とあった。
 - (2) 県では、居宅介護支援事業者の指定に際し、土地及び建物の使用権限の有無については、法令上審査要件となっていないため、鋸南町社協が提出した居宅介護支援事業所の指定申請の審査においては、鋸南町条例における公の施設の使用権限の規定の有無を考慮していない。
 - (3) よって、開示請求対象の行政文書は不存在であると判断した。
- 5 異議申立ての理由に関して

平成17年6月24日付け異議申立書（補正分）の5において、異議申立人は、鋸南町の事業者指定申請には公の施設の条例が添付され、鋸南町社協の指定申請時には公の施設のすこやかな使用権限がなかったのを見た記憶があり、対象文書は存在すると主張しているが、上記4(2)で述べたとおり、土地及び建物の使用権限の有無については、法令上審査要件となっていないため、鋸南町社協の居宅介護支援事業の事業所指定申請に対する審査に際しては、鋸南町条例における公の施設の使用権限の規定の有無を考慮していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のよう
に判断する。

異議申立人が行った4件の開示請求に対して、実施機関は、異議申立人が開示請
求書に「保指分」と表記し、又は開示請求書の受付け担当の職員の間合せに「請求
先は保険指導課である。」と言明していたことから、健康福祉部保険指導課が保有
する行政文書について検討を行い、本件決定1から4まででそれぞれについて不
開示決定を行った。

実施機関は、実施機関の説明要旨1から4までのとおり、請求に係る行政文書は
不存在であると説明するので以下に検討する。

1 本件決定1及び2に関して

本件決定1のもととなった開示請求（以下「本件請求1」という。）では、開示請
求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄（以下「請求欄」という。）に「通
所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支
出している違法についてわかる書類」と記載されており、本件決定2のもととなった
開示請求（以下「本件請求2」という。）では、請求欄に「通所介護事業者の鋸南町
が一般会計で通所介護事業の会計処理をしている違法についてわかる書類」と記載さ
れている。

これら2件の開示請求は、いずれも「違法についてわかる書類」の開示を求めるも
であり、請求の趣旨を満たす文書は、実施機関が違法であることを認定した旨の表記
のある行政文書又は認定するに足りる事項が記載された行政文書であると考えられ
るが、実施機関の説明は、実施機関の説明要旨1及び2のとおりであり、開示請求に
おいて指摘されている事項について、違法と認定していないとの理由により、請求に
係る行政文書は不存在であるとしている。実施機関に確認したところ、その具体的理
由は次のとおりであった。

- (1) 通所介護事業における食費等は、介護保険法第41条において「居宅サービスに
要した費用」に含まれない「日常生活に要する費用」とされているが、食費等は厚
生労働省令においてサービスを提供する事業所が、利用者から事前に了解を得たう
えで、別途徴収できるものと定められているものであり、徴収していないことをも
って違法とはいえない。
- (2) 市町村が介護保険の居宅サービスを行い、その会計処理を行う際の処理方法につ
いては、市町村が介護保険法第175条に規定する保健福祉事業として行う場合を
除き、特に規定はない。鋸南町は介護保険事業計画において、通所介護事業を保健
福祉事業として位置付けて実施していないので、一般会計で処理することは違法で
はない。

実施機関がこれらの理由から本件請求1及び2に関して違法があると認定して
おらず、よって「違法についてわかる書類」は存在しないとする実施機関の説明に
不合理な点は認められないので、請求に係る行政文書は存在しないものと認められ
る。

2 本件決定3に関して

本件決定3のもととなった開示請求（以下「本件請求3」という。）では、請求欄に「居宅介護支援事業者の社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会の事業所が運営規程と現況とが違うことがわかる書類」と記載されていたが、実施機関は、運営規程と現況が異なると判断される文書の存在は確認できなかつたとして、不存在を理由とした不開示決定を行った。実施機関に確認したところ、これまで鋸南町社協からは指定を受けた内容の変更の届け出として、事業所の同一地番内における移動及び代表者の変更に伴う変更届出書が提出されているところであるが、これらの内容はいずれも運営規程の内容に影響を及ぼすものではないとのことである。また、実施機関が現に鋸南町社協の運営規程と現況が異なっていることを認識すれば、鋸南町社協に対して変更届出書の提出や運営規程の改正を指導するはずであるが、そのような事実も確認できない。

よって、運営規程と現況が異なると判断される行政文書の存在が確認できなかつたとする実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求3に係る行政文書は存在しないものと認められる。

3 本件決定4に関して

本件決定4のもとになった開示請求（以下「本件請求4」という。）は、請求欄に「社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会の居宅介護支援事業の事業所が鋸南町の公の施設の保健福祉センター「すこやか」にあったことがわかる書類及び公の施設の使用権限について鋸南町条例に定めがなく県知事の指定を受けたことについてわかる書類とそれが違法でないことがわかる書類」と記載されたものであった。

これに対し、実施機関は、「社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会の居宅介護支援事業の事業所が鋸南町の公の施設の保健福祉センター「すこやか」にあったことがわかる書類」に対応して別途の決定（平成17年6月21日付け保指第284号の1による開示決定）を行い、「公の施設の使用権限について鋸南町条例に定めがなく県知事の指定を受けたことについてわかる書類とそれが違法でないことがわかる書類」に対応して本件決定4を行ったものである。

本件請求4の趣旨は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとなっているが、鋸南町の公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例に鋸南町社協の事業所としての使用権限に関する規定がないにもかかわらず、鋸南町の公の施設である保健福祉センター「すこやか」に事業所を置いて居宅介護支援事業を行う鋸南町社協が居宅介護支援事業者として知事の指定を受けたことがわかる書類とそのことが違法でないことがわかる書類の開示を請求するものであると解釈される。

実施機関は、本件決定4の理由として、居宅介護支援事業者の指定の際に適合することが求められている基準には公の施設の使用権限に関する規定はなく、また、申請の際の必要書類としても公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例等を求めているので、請求に係る行政文書は不存在であると説明する。

確かに、介護保険法施行規則第132条の規定では、申請者の事業所の使用権限に関する書類を求めておらず、また、鋸南町社協が提出した申請書に、現に鋸南町の条例を記録した文書が添付されている事実も確認できなかつた。さらに、「それが違法

でないことがわかる書類」については、審査対象となっていない事項について、違法でないことを示す文書の作成又は取得を義務付ける規定は考えられず、現に存在も確認できなかった。

よって、請求に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件請求4に係る行政文書は存在しないものと認められる。

なお、異議申立人は、鋸南町の事業者指定申請書に公の施設の条例を記録した文書が添付されていたことを記憶しているので、対象文書は存在すると主張している。しかし、仮に鋸南町が別途、自らが事業者の指定を受けるために提出した指定申請書に当該条例を記録した文書が添付されていたとしても、鋸南町社協が行った申請に基づく指定に際して考慮されたものではなく、鋸南町が別途提出した申請書に添付された当該条例を記録した文書は本件請求4の趣旨を満たす行政文書とは認められない。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において様々な主張をしている。しかし、これらはいずれも違法であるとする理由などを自らの解釈の下に記載しているのみであり、特に本件決定に係る行政文書の存否に関する主張ではないため、当審査会は考慮しない。

5 結論

以上のとおり、本件請求1から4までのそれぞれに係る行政文書は存在しないと認められるので、実施機関が行った本件決定1から4までのそれぞれの決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 2	諮問書の受理
17. 9. 1	実施機関の理由説明書の受理
17. 12. 22	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 1. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年1月30日現在)